

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務  
の入札参加希望の皆様へ

(平成 29 年 7 月 27 日朱書部修正)  
平成 29 年 5 月 8 日  
(公財)大阪府文化財センター

## 低入札価格調査基準価格等の算定基準の改定について

当センターでは、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査基準価格等の算出にあたり、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に準拠し算出しておりますが、このたび大阪府において上記要領が改定されることとなりました。

つきましては要領の改定に準拠し、低入札価格調査基準価格等の算定基準を下記のとおり改定します

なお、新しい算定基準は、平成29年6月1日以降に公告する案件から適用いたします。

### 記

#### (1) 建設工事の低入札価格調査基準価格(最低制限価格)の算定基準の改定

設計金額の構成費目	現 行		改定後 H29.6.1 ~	
直接工事費	×	<u>95%</u>	×	<u>97%</u>
共通仮設費	×	90%	×	90%
現場管理費	×	90%	×	90%
一般管理費等	×	55%	×	55%
設定範囲	予定価格算出基礎額の70～90%		予定価格算出基礎額の70～90%	

#### (2) 測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算定基準の改定

業務種別	構成費目ごとの割合			
測 量	直接測量費の 10分の10	測量調査費の 10分の10	諸経費の <u>10分の4.5</u> <u>10分の4.8</u>	
建設コンサルタント (土木関係)	直接人件費の 10分の10	直接経費(積上 分) の10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等 の <u>10分の4.5</u> <u>10分の4.8</u>

平成29年6月1日以降の公告案件から、下線太字のとおり改定されます。

【問い合わせ先】  
調整課  
TEL 072-299-8791